

## 新中央図書館イニシアティブ・チーム設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市プロジェクト・チーム設置規則（昭和63年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、新中央図書館イニシアティブ・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

### (設置の目的)

第2条 チームは、民間主導の公民連携事業により阪神西宮駅北側エリアに移転整備を予定している中央図書館（以下「新中央図書館」という。）について、庁内の部局を超えた検討を進め、中央図書館移転整備基本構想及び基本計画を具体化し、フロアレイアウト及び内装等の基本的な建築計画を策定するとともに、これらを民間事業者が行う設計に適切に反映させることを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 チームは、前条の目的を達成するため、新中央図書館におけるフロアレイアウト及び内装等の基本的な建築計画の策定並びに民間事業者が行う設計に関する協議に関して必要な事務を所掌する。

### (構成)

第4条 チームは、別表1の職員をもって構成する。

2 チームのリーダーは、産業文化局参与（図書館・越木岩センター担当）、サブリーダーは、産業文化局生涯学習部長、生涯学習企画課担当課長（図書館・越木岩センター）、地域学習推進担当課長（宮水学園等）、読書振興課担当課長（図書館企画）、営繕課長とする。

### (設置期間)

第5条 令和7年3月1日から目的を達成するまでの間とする。

### (事務従事の形態)

第6条 チームの構成員の事務従事の形態は、別表1のとおりとする。

### (専決事項)

第7条 チームの所掌事務に関する専決については、西宮市処務規則（昭和55年西宮市規則第28号）の例による。

### (所管副市長)

第8条 チームを所管する副市長は、次のとおりとする。

副市長 北田 正広

### (庶務)

第9条 チームの庶務は、産業文化局生涯学習部生涯学習企画課及び読書振興課が行うものとする。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

### 付 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表1（第4条、第6条関係）

区 分	所属及び役職名	氏 名	事務従事の形態
リーダー	産業文化局参与（図書館・越木岩センター担当）	上田 幹	規則第4条第2号
サブリーダー	産業文化局生涯学習部長 生涯学習企画課担当課長（図書館・越木岩センター担当） 地域学習推進課担当課長（宮水学園等担当） 読書振興課担当課長（図書館企画担当） 土木局営繕部営繕課長	秋山 一枝 狩野 知洋 古川 真也 中尾 麻美 堤下 寿生	同
チーム員	生涯学習企画課係長 読書振興課係長 読書振興課係長 開発指導課係長 都市計画課主査 すまいづくり推進課主査 営繕課主査 公共施設保全課副主査 公共施設保全課副主査	鈴木 智久 柏原 浩史 船附 智美 西口 健太郎 袋井 咲 西森 英子 貫名 智 竹内 有香 毛利部 亮	同